

(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金交付要領

平成24年11月30日一部改正

平成25年6月13日 一部改正

平成31年3月26日 一部改正

1 趣 旨

この要領は、(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金（以下「協会助成金」という。）交付の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象事業者

助成対象事業者は、原則として佐賀県芸術文化協会に加盟する団体及び県内で活動する文化団体・個人とする。

ただし、個人とは概ね30歳までの若手・新人とし、1回に限り対象とする。

(若手・新人バックアップ助成)

3 助成対象事業

協会助成金交付の対象となる事業は、佐賀県における芸術文化の振興に寄与すると認められる事業で別表第1に掲げるものとする。

4 助成対象経費

助成対象となる経費は、次のとおりとする。

ア 賃金

イ 報償費 (地域文化団体が開催する芸術文化講座は報償費のみを対象とする)

ウ 旅費

エ 需用費

オ 役務費

カ 委託料

キ 使用料及び賃借料 (若手・新人バックアップは会場使用料のみを対象とする)

ク その他必要と認められる経費

※応募団体（共催者を含む）の構成団体・構成員に対する報償費や旅費等は対象外とする。

ただし、公演等に出演するために遠征することが不可欠な場合の旅費は、助成対象経費に計上できる。

5 助成金額等

(1) 助成金額は、400千円を限度とする。

(2) 若手・新人バックアップは、個展、舞台公演等に要する会場使用料を助成対象とし、助成金額は100千円を限度とする。

(3) 地域文化団体の開催する芸術文化講座は、講師謝金のみを助成対象とし、助成金額は15千円を限度とする。

(4) 助成対象事業で収入が見込まれるときは、助成金額は次により算定された額を超えないものとする。 助成対象経費－収入

6 助成事業の決定等

- (1) 協会助成金の交付を受けようとする者は、別紙様式第1号によりあらかじめ協会理事長へ申請しなければならない。
- (2) 協会理事長は、必要に応じて前項申請者が協会運営委員会に事業の企画説明を行う機会を設ける。
ただし、地域文化団体の開催する芸術文化講座を除く。
- (3) 協会理事長は、前項事業のうち、協会運営委員会の審査により適当と認められたものを助成事業として決定する。

7 助成金の実績報告

助成事業として決定を受けた助成事業者は、当該事業の完了後、速やかに別紙様式第2号又は別紙様式第3号に関係書類を添えて協会理事長へ提出しなければならない。

8 助成金の交付請求等

助成事業として決定を受けた助成事業者は、当該事業の完了後、速やかに別紙様式第2号により協会理事長へ助成金の交付請求を行うものとする。

また、協会理事長が必要と認めたときは、概算払いで交付することができる。この場合は別紙様式第3号により協会理事長へ助成金の交付請求を行うものとする。

別紙様式第1号

第 号
令和 年 月 日

(公財) 佐賀県芸術文化協会
理事長 高島忠平様

申請者 住 所
団体名
代表者
Tel () 印

(公財) 佐賀県芸術文化協会助成金交付申請書

令和2年度(公財)佐賀県芸術文化協会助成金について、交付を申請しますので、下記のとおり関係書類を提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他参考資料

事業計画書

事業名称		
事業目的 及び内容		
実施時期		
実施場所		
参加者数	出演者数	
(予定)	入場者数	
備考		

(注)「事業目的及び内容」については、例えば、特に力を入れている点、他の団体では実施されていないなど、特色のあるものなどを含んで記載してください。

収 支 予 算 書

(収入の部)

科 目	予 算 額	積 算 基 礎
入 場 料 ・ 参 加 費	千円	
広 告 料 ・ そ の 他 収 入		
他 の 補 助 金 ・ 助 成 金		
自 己 資 金 (E)		
合 計 (A)	千円	

(支出の部)

科 目	予 算 額	積 算 基 礎
賃 金	千円	
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
助 成 対 象 経 費 計 (B)	千円	
助 成 対 象 外 経 費 計 (C)	千円	
合 計 (B+C=D)	千円	

助 成 申 請 額 (F)	千円
-----------------	----

※助成申請額 (F) は、

- ・ 文化団体事業については助成対象経費計 (B) の 2 分の 1 以内で、かつ自己資金 (E) の 3 分の 2 以内とし、(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金交付要領「5 助成金額等」で定める限度額 (4 0 0 千円) を超えない額を記入してください。
- ・ 若手・新人バックアップ助成については、1 0 0 千円を超えない額を記入してください。
- ・ 芸術文化講座については、1 5 千円を超えない額を記入してください。

第 号
令和 年 月 日

（公財）佐賀県芸術文化協会
理事長 高島忠平様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話 （ ） ー 印

令和2年度（公財）佐賀県芸術文化協会助成金交付請求書

令和 年 月 日付佐芸協第 号で交付決定通知があった助成対象事業について別添のとおり実施しましたので、下記助成金額を交付されるよう請求します。

記

1 事業名

2 助成金額 円

（関係書類）

- ・実績報告書
- ・収支決算書
- ・その他証拠書類（写真、印刷物等）

（振込先）

金融機関	銀行	支店
口座名義		
口座番号	普通預金	

別紙様式第3号（概算払）

第 号
令和 年 月 日

（公財）佐賀県芸術文化協会
理事長 高島忠平様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話 () - 印

令和2年度（公財）佐賀県芸術文化協会助成金交付請求書

令和 年 月 日付佐芸協第 号で交付決定通知があった助成対象事業について、
下記助成金額を交付されるよう請求します。

記

1 事業名

2 請求額 円

（内 訳）

交付決定額 円
交付済額 円
今回請求額 円
残 額 円

（振込先）

金融機関	銀行	支店
口座名義		
口座番号	普通預金	

収 支 決 算 書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減額	説 明
入 場 料 ・ 参 加 費				
広 告 料 ・ そ の 他 収 入				
他 の 補 助 金 ・ 助 成 金				
自 己 資 金				
協 会 助 成 額				
合 計 (A)				

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減額	説 明
賃 金				
報 償 費				
旅 費				
需 用 費				
役 務 費				
委 託 料				
使用料及び賃借料				
助 成 対 象 経 費 計 (B)				
助 成 対 象 外 経 費 計 (C)				
合 計 (B+C=D)				

※差引増減額は(収入の部・支出の部)共、(決算額－予算額)で処理してください。
収入合計(A)と支出合計(D)は同額となるよう、記入してください。

※ 添付書類

- 開催パンフレット・チラシ・ポスター等の印刷物（助成金交付決定以降に作成される場合は、協会の助成対象事業である旨を掲載してください。）
- 開催写真等（助成金交付決定以降に開催される事業で、看板を作成される場合は、協会の助成対象事業である旨を掲載したもの。）
- 収支決算書には領収書の写しを必ず添付してください。
- その他参考になる資料